



# が 一体となる場所

市民による自主的で公益的な活動、地域での福祉活動及び生涯学習の活動など、市民の様々な活動の場を提供するとともに、これらの活動が相互に連携を図ることによりそれぞれの場が有する機能を効果的に発揮し、もって市民参画による協働のまちづくりを推進するため、阪南市地域交流館を設置しました。  
(阪南市地域交流館条例より)

社会福祉法人阪南市社会福祉協議会が推進する **地域福祉活動**

阪南市市民活動センター夢プラザが推進する **市民公益活動**

併設する阪南市立尾崎公民館との連携による **生涯学習活動** 等

学び

活動

まち  
づくり

がつながり、広がる場所が

**阪南市地域交流館**です。



屋外の「あい広場」もご利用できます



地域交流館  
尾崎公民館  
WC トイレ

- 1階には、どなたでもご利用できる多機能トイレがあります。  
(車いすでも使いやすい広いスペースの確保とともに、手すり、オストメイト用の汚物流し台、乳幼児のおむつ交換台等を設置しています。)
- 阪南市地域交流館内は、エレベーター・スロープを設置する等バリアフリー対応となっています。
- 敷地内は禁煙です。



体育施設での演奏

活動ルームでの展示

## 貸館ご利用案内

- 開館時間、9時～22時(日曜は17時まで)
- 休館日、月曜火曜、祝日や年末年始等
- プロジェクト、スクリーン等の使用を希望する場合は、ご相談ください。

### 共用会議室①～④

小規模な会議や勉強会等におすすめです。  
最大40名まで利用できます。

- 定員/20名(1室)
- 広さ/約32m<sup>2</sup>(1室)
- 冷暖房設備/完備

※ただし冷暖房設備の使用には施設使用料と別に1時間100円が必要です。

- 設備/各部屋に会議机7台、イス21脚、ホワイトボード1台があります。

※隣接する2部屋を使用すれば、倍の広さ・定員で利用することができます。

- 次に該当するときは使用できません。
  - ・公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
  - ・建物又は附属設備を破損するおそれがあるとき。
  - ・営利を目的として使用すると認めるとき。
  - ・管理上支障があるとき。

### 体育施設



中規模な講演や教室等におすすめです。  
最大200名まで利用できます。

- 定員/200名(全面)
- 広さ/約384m<sup>2</sup>(全面)
- 冷暖房設備/なし

※ただし控室には冷暖房設備があります。  
使用には施設使用料と別に1時間100円が必要です。

- 設備/机、イス等を使用する場合は、ご相談ください。



### 施設使用料

#### 共用会議室①～④

	午前 9時～12時	午後 12時～17時	夜間 17時～22時
通常料金 (1室)	700円	1,000円	1,200円

※日曜日の夜間の貸館はありません

### 体育施設

	午前 9時～12時	午後 12時～17時	夜間 17時～22時
通常料金 全面利用	2,400円	3,400円	4,400円
通常料金 半面利用	1,200円	1,700円	2,200円

阪南市公共施設予約システムにより、ウェブで空き状況の確認や仮申請ができます

- 予約システムについて詳しくは[こちら](#)(利用方法)→
- ①窓口にて利用者登録(ID登録)※初回のみ
- ②空き状況確認、仮申請
- ③窓口にて本申請・使用料の納付
- ・仮申請日を含め7日以内かつ利用の前日までに窓口で本申請、使用料の納付をしてください。
- ・仮申請せず直接窓口で本申請していただくこともできます。
- ④使用を取り消し、使用料の返付を受ける場合は、使用予定日の3日前までに手続きしてください。
- ※窓口受付は、開館日の9:00～17:00※お電話での仮申請はできません。
- ※詳しくはお問い合わせください。



阪南市公共施設予約システム→

阪南市社会福祉協議会 TEL 072-472-3333